

第10章 国又は県等が行う工事における協議（許可の特例）

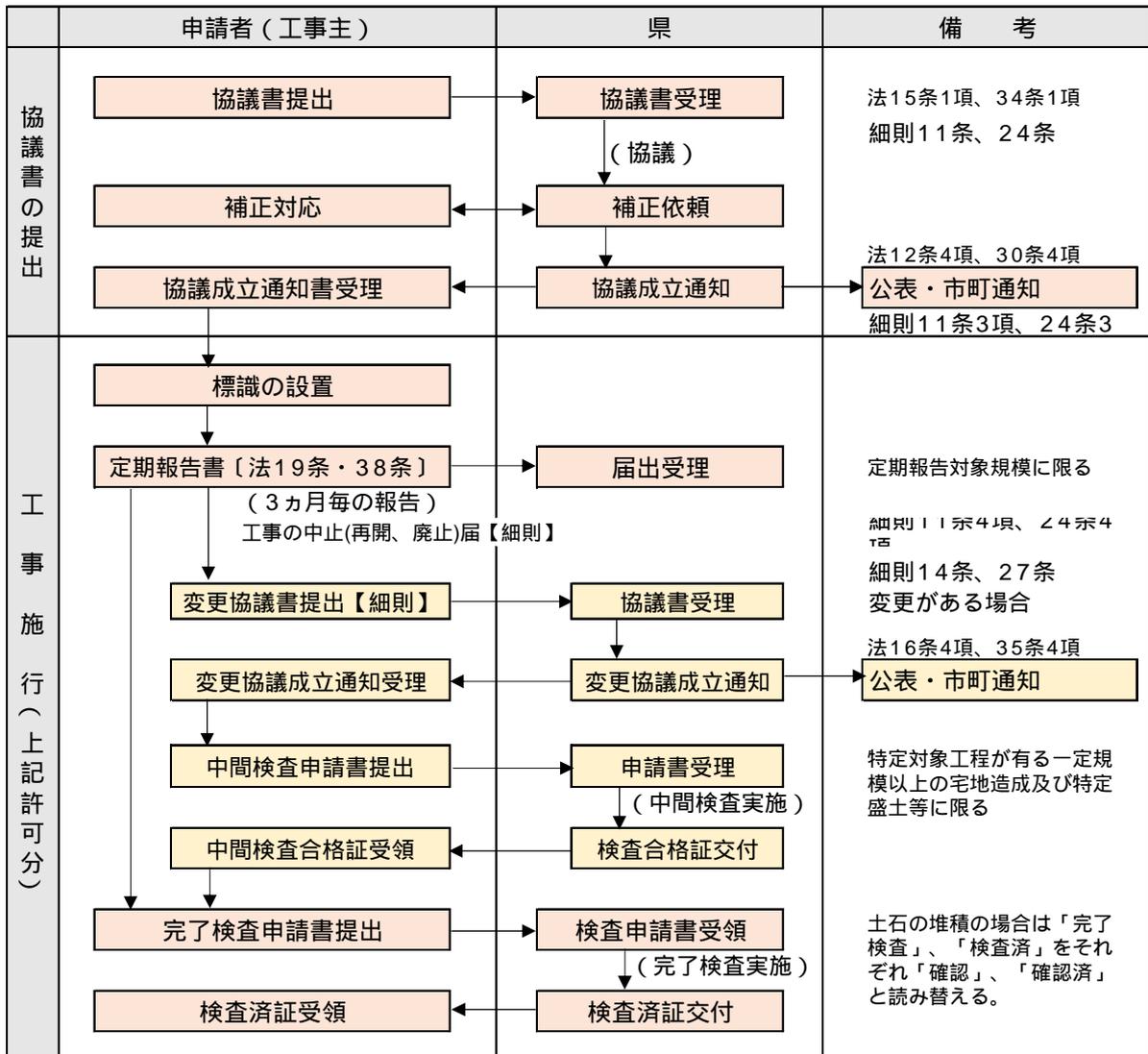
10-1 国又は県等が行う工事の協議事務の流れ

国又は都道府県等が各規制区域に行う宅地造成等に関する工事（「10-2」参照）に関して、工事着手前に県知事と行う協議の事務の流れは、以下の通りです。

協議が成立することをもって、許可があったものとみなします。（許可の特例）

〔法第15条1項、34条1項〕

国、県等が行う工事の協議事務手続きの流れ



10 - 2 国又は県等が行う工事における協議

国又は都道府県等が各規制区域に行く宅地造成等に関する工事()については、工事着手前に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書一式又は土石の堆積に関する工事の協議書一式を県(許可窓口)に提出して、県知事と協議を行う必要があります。この協議が成立したことをもって、法第12条第1項又は第30条第1項の許可があったものとみなします。(法第15条第1項、第34条第1項)

() 協議対象となる宅地造成等に関する工事

- ・宅地造成等工事規制区域の場合
 - ：法第12条第1項の規定による許可が必要となる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事 (「1 - 3 許可を要する工事」参照)
- ・特定盛土等規制区域
 - ：法第30条第1項の規定による許可が必要となる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事 (「1 - 3 許可を要する工事」参照)

【要確認】

- ・「1 - 6 許可及び届出を要しない工事等」に記載の通り、「公共施設用地」内の工事、「災害の発生のおそれのないと認められない工事等」に該当する場合、**盛土規制法の規制対象外又は許可不要の扱いになりますので、ご注意ください。**

10 - 3 協議書に必要な書類等

宅地造成、特定盛土等に関する工事の協議書又は土石の堆積に関する工事の協議書に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の長崎県ホームページで公表しています。

省令・規則で定める様式は、下記の長崎県ホームページからダウンロードできます。

長崎県土木部盛土対策室HP [盛土規制法の手続き](#) [盛土規制法に関する様式集](#)

[盛土規制法に関する様式集 | 長崎県](#)

【協議書に必要な書類等】(細則第11条、8条)

	書類の名称	内容等【様式】	区分		備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書	・協議者、工事の概要等を記載【細則9号】	要		(細則第11条1項)
	土石の堆積に関する工事の協議書	・協議者、工事の概要等を記載【細則10号】		要	(細則第11条2項)

	書類の名称	内容等【様式】	区分		備考
			宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	
2	設計者の資格証明書	・設計者の資格に関する調書【細則第6号】	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置 〔省令第7条第1項第5号〕 〔設計者の資格は、手引4-3を参照のこと〕
3		・卒業証明書			
4		・実務経験証明書			
5		・資格、免許等の写し			
6	構造計算書	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要【注1】 ・構造計画、応力算定及び断面算定	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 〔省令第7条第1項第2号〕 ・崖面崩壊防止施設の場合 〔政令第14条、省令第31条〕
		・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等		要 〔備考に該当する場合〕	・土石の堆積を行う面〔鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る〕を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 〔省令第7条第2項第2号、第32条〕
				要 〔備考に該当する場合〕	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 〔省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号〕
7	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書	要 〔備考に該当する場合〕		・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 〔省令第7条第1項第3号〕 ・崖面を擁壁で覆わない場合 〔省令第7条第1項第4号〕
				要 〔備考に該当する場合〕	・溪流等において盛土をする場合
8	大臣認定擁壁認定書	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合〔政令第17条〕
9	申請地及びその周辺の写真		要	要	〔省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号〕
10	土地の権利者の同意書	・宅地造成等の施行同意書【細則第5号】 (宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書)	要	要	・妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権等がある〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕(細則第8条第4号・11条)
11	土地の公図の写し	・工事に関連する土地の境界(赤枠で囲むこと) ・工事に関連する土地の地番	要	要	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕(細則第8条第4号・11条)
12	土地登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記事項証明書	要	要	・申請時直前のものであること 〔省令第7条第1項第10号・第7条第2項第8号〕(細則第8条第4号・11条)

	書類の名称	内容等【様式】	区分		備考
			宅地造成 特定盛土等	土石の堆積	
13	住民への周知措置を講じたことを証する書類	【説明会開催の場合】(注2) ・開催の周知範囲が分かる位置図等 開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等) 【書面配布の場合】 ・配布した書面 配布範囲が分かる位置図等 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む)	要	要	<住民周知の範囲> ・「5-2周辺住民への周知」の【周辺住民の範囲の考え方】参照 【省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号】
14	委任状	代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 【参考様式】	要 〔代理人 が申請する 場合〕	要 〔代理人 が申請する 場合〕	他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。

(注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付してください。

(注2) ある一定の土地における、**高さ15mを超える盛土**では、**説明会の開催が必須**となります。
「5-2 周辺住民への周知」を参照下さい。

【協議書に添付する図面】【省令第7条第1項第1号・第2項第1号】(細則第11条・24条)

	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区分		備考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要		・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上		要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。

	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区 分		備考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要		・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上		要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要		・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること。
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要		・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	要 〔堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合〕	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要		
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要		
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要		・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	・土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。
12	求積平面図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	（細則第9条第1号）

10 - 4 協議工事の変更協議

法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項又は法第35条第3項で準用する変更の協議を行おうとする者は、長崎県知事との変更の協議が必要となります。（細則第14条、第27条）

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書	細則 第 13	要		(細則第 14 条、第 27 条)
2	土石の堆積に関する工事の変更協議書	細則 第 14		要	(細則第 14 条、第 27 条)
3	工事の計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書		要	要	(細則第 14 条、第 27 条)

10 - 5 協議書の提出部数

「10 - 3」、「10 - 4」に係る各提出書類の提出部数は以下の通りです。

【協議書の提出部数】

区分	提出部数	備考
正 本	1 部	・ 証明書等の原本は、正本に 閉じこむこと
副 本	1 部	
合 計	2 部	

10 6 協議工事の中間検査 [法第18条、37条]

協議が成立した工事において、協議を受けた者は、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階（特定工程）で中間検査申請を行い、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、盛土等の工事で施工後では確認することのできない箇所について行うものであり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、できません。

【中間検査を要する工事の対象規模等】 [政令第23条、24条、32条]

行 為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は 特定盛土等	盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの 切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるときの当該盛土及び 切土（ 、 を除く） 盛土で高さ 5m 超（ 、 を除く） 盛土又は切土の面積 3,000m ² 超 （ ~ を除く）	盛土前又は切土後の地盤 面に排水施設を設置する 工事の工程	排水施設設置工 事完了から 4 日 以内（注） 〔省令第 45 条、 75 条〕

注：期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法 4 条の 2 4 項）

【中間検査に係る提出書類】〔省令第46条、76条〕

NO.	書類の名称	様式	内容	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令第13号		
2	平面図		・検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの (開発許可によるみなし許可分については、排水施設の内容も明示したもの)	
3	検査対象の写真		細則で定める？(広島県あり?)	

10 - 7 協議工事の中止・廃止・再開に関する届出

法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。(細則第12条4項、20条、25条4項、33条)

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分		備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事の中止(再開・廃止)届出	細則第23号	要	要	(細則第11条4項、19条、24条4項、32条)

10 - 8 協議工事の完了検査・確認申請〔法第17条、36条〕

法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した工事が完了したときは、当該工事が協議の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査を行い、土石の堆積に関する工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)については確認申請に基づく堆積されていた全ての土石を除却が行われたどうかの確認を行います。

【完了検査・確認申請に係る提出書類】

NO.	書類の名称	様式	内容	申請時期
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令第9号	宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了日から4日以内 (初日不算入)
	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令第11号	土石の堆積の場合	
2	工事の完了の概要が分かる写真		宅地造成、特定盛土等の場合 土石の堆積の場合	細則第15条、28条